

○広島市浄化槽指導要綱

(昭和61年 3月31日制定)

改正 昭和63年4月30日

改正 平成 5年3月31日

改正 平成10年3月31日

改正 平成13年3月31日

改正 平成28年5月31日

改正 令和 2年3月31日

改正 令和 3年3月29日

改正 令和 6年12月2日

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年広島市条例第83号）その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、浄化槽の適正な管理及び浄化槽の普及を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、設置等の届出は、広島市建築基準法施行細則（昭和53年広島市規則第31号）第21条の規定による届出及び浄化槽法第5条第1項の規定による届出をいう。

(浄化槽の構造)

第3条 浄化槽であって、浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定による浄化槽の型式の認定を受けることを要しない浄化槽の構造は、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）に定めるもののほか、市長が別に定める「合併処理浄化槽の構造に関する指導基準」によるものとする。

(設置の基準)

第4条 浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽の設置に関し次に掲げる事項について遵守するものとする。

- (1) 浄化槽は原則として、放流水のBOD（生物化学的酸素要求量）が20mg/ℓ以下の性能を有する浄化槽とすること。ただし、下水道の予定処理区域についてはこの限りでない。
- (2) 同一敷地内の複数の建築物及び住宅団地等の一開発事業区域に係る浄化槽については、努めて一基とすること。
- (3) 放流水の放流先は、原則として公共用水域であって、環境衛生上支障がない場所とすること。
- (4) 付近に飲用井戸がある場合においては、飲料水に影響を及ぼさない場所に設置すること。
- (5) 原則として屋外に設置し、かつ、保守点検及び清掃が適正に行える場所に設置すること。
- (6) 住宅団地等において集中処理する浄化槽にあつては、周辺環境を保持し、浄化槽の維持管理に支障がないよう、十分な空地を周囲に確保すること。
- (7) 騒音、悪臭等により周辺に影響を及ぼさないよう措置を講ずること。

(設置等の届出の添付書類)

第5条 設置等の届出の添付書類は、関係法令に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 浄化槽設計書
- (2) 付近見取図（放流経路及び飲用井戸の位置を記入したもの）
- (3) 建築物及び浄化槽の配置図

- (4) 建築物の各階平面図（宅地造成等の場合にあっては、土地利用計画書）
- (5) 排水管の配管図及び勾配図
- (6) 誓約書（別記様式第1号）
- (7) 浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書の写し
- (8) その他市長が必要と認める図書

（工事の変更）

第6条 設置等の届出をした者は、当該浄化槽の工事の完了前に、設置等の届出の記載事項の変更（処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の十パーセント以上の変更を伴わない軽微な変更に限る。）をしようとするときは、当該変更に係る工事に着手する前に、浄化槽設置届出事項変更届出書（別記様式第2号）正副2通にそれぞれ変更を示す図書を添えて建築主事又は市長に提出するものとする。

（工事の取りやめ）

第7条 設置等の届出をした者は、当該届出に係る工事を取りやめたときは、浄化槽工事取りやめ届出書（別記様式第3号）正副2通を建築主事又は市長に提出するものとする。

（浄化槽管理者の遵守事項）

第8条 浄化槽管理者は、浄化槽の適正な管理を図るため、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に、浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託するものとする。ただし、浄化槽管理者が浄化槽管理士を有し、又は自ら浄化槽管理士として保守点検をする場合はこの限りでない。この場合において浄化槽管理者は、浄化槽管理士を選任したときは速やかに浄化槽管理士選任報告書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（浄化槽使用開始報告書の添付書類）

第9条 浄化槽管理者は、浄化槽法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始報告書に、同法第11条に規定する水質に関する検査の受検契約書の写し（電磁的記録を含む。）を添付するものとする。

（電子情報処理組織による報告）

第10条 第8条の報告に係る電子情報処理組織の使用については、広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号）第3条の規定の例による。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月２日から施行する。